

大阪府立住之江支援学校

P T A規約

大阪府立住之江支援学校 P T A

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、住之江支援学校PTAという。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して学校・家庭・社会における児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的をとげるため、次の活動をする。

- (1) 会員の成人教育を盛んにとし、また地域社会との交流を深める
- (2) 学校・家庭・社会の緊密な協力によって、児童・生徒の保護育成につとめる。
- (3) 学校・家庭・社会における教育環境をよくする。

第 3 章 方 針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童・生徒の教育ならびに福祉のために活動する他団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教には一切の関係をもたないし、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の教育方針・人事・ならびに管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員となることのできる者は次のとおりである。

- (1) 本校に在籍する児童・生徒の保護者または、これに代わる者。
- (2) 本校の教職員。
- (3) この会の主旨に賛同する者で、実行委員会の承認を得た者。

第 6 条 この会の会員は会費を納めるものとする。

第 5 章 経 理

第 7 条 この会の経費は会費をもってこれに当てる。

第 8 条 この会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われる。

第 9 条 この会の会費は年間3,600円(月300円)とする。

- (1) 転入会員については、転入日前日の属する月の翌月から徴収する。
- (2) 転出会員については、転出日翌日の属する月の前月まで徴収する。

第10条 この会の経費は会計監査を経て、会員に報告する。

第11条 この会の会計年度は、毎月4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第 6 章 役員と選挙

- 第12条 1. この会の役員は、次のとおりとする。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1～3名
 - (3) 書 記 1名
 - (4) 会 計 1名
 - (5) 顧 問 1名（元役員）
- ※（5）については、実行委員会の承認を得ておくことができる。
2. 役員は他の役員、または会計監査委員を兼ねられない。
- 第13条 役員任期は1年とする。ただし再選は妨げない。
- 第14条 役員選挙および就任は次のとおり行われる。
- (1) 役員候補者指名委員会を次の方法により選出した5～6名により構成する。
 - ア 各学部ごとに保護者の互選により1名選出する。
 - イ 教職員の中から互選により1名選出する。
 - ウ 実行委員会の中から互選により1～2名選出する。
 - (2) 指名委員は、役員および会計監査委員長の候補者になることができない。ただし、年度末までに次年度役員が決まっていない場合、会長の推薦及び総会での承認があれば指名委員は役員となることができる。
 - (3) 指名委員会は、各役員別に候補者をあげ7日前までに全会員に知らせる。
 - (4) 選挙を行う総会において、一般会員から候補者の指名をなすことができる。
 - (5) 候補者の指名は、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
 - (6) 対立候補のある場合は、出席した会員の多数決により選挙される。
 - (7) 役員は年度初めの総会で承認を受け、5月1日より就任する。

第 7 章 役員資格とその任務

- 第15条 会員で公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って、役員になることができる。
- 第16条 会長は次の職務を行う。
- (1) この会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 指名委員会および監査委員会を除く、各委員長を任命する。
 - (3) 総会および実行委員会を招集する。
 - (4) この会の資産を管理する。
- 第17条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
顧問は、PTA会員と元PTA会員との連絡、調整を行う。
- 第18条 書記は、総会および実行委員会の議事や活動に関する重要事項を記録し、必要な書類を保管する。また会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- 第19条 会計は、予算を立案し、総会の承認を得たのち、いっさいの会計事務を処理し、会計監査を受け、会員に報告する。

第20条 会長に欠員を生じた時は副会長から、他の役員に欠員を生じた時は実行委員の中から、何れも実行委員会の議決を経て、前任者の残任期間就任する。

第 8 章 会計監査委員会

第21条 この会の経理を監査するために、委員長の外1名以上の会計監査委員を置く。
第22条 会計監査委員長は第14条に準じて決める。他の2名の委員は委員長が選任する。

第23条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間1回以上、全会員にその結果を報告する。

第24条 会計監査委員長は、役員会、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。

第 9 章 総 会

第25条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高決議機関である。

第26条 総会の定数、全会員の5分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第27条 実行委員または会員の3分の1以上の要求があったときは会長は総会を招集しなければならない。

第28条 総会は年間2回以上開催する。

第29条 この会の年間事業計画および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第 10 章 実行委員会

第30条 実行委員会は、役員、各委員会の委員長、校長、教頭等で構成される。

第31条 実行委員会の任務は次のとおりである。
(1) 各委員会の立案した事業計画を審議検討する
(2) 総会に提出する議案を調整する。

第32条 実行委員会は必要に応じ開催し、定足数は委員の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第 11 章 常置委員会および特別委員会

第33条 この会の活動に必要な事項について、調査研究、立案および実施するために常置委員会を置く。

第34条 この会の特定の目的を遂行するために必要あるときは、特別委員会を会長が実行委員会の承認を得て置くことができる。
(1) 特別委員会はその任務が終わるとともに自動的に解散する。
(2) 特別委員会の委員長は必要がある場合、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

- 第35条 各委員会の構成は、実行委員会が決める。
- 第36条 各委員会の委員長、副委員長の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 第37条 常置委員会の任務および活動はつぎのとおりとする。
(1) 会員の間での親睦を図る。
(2) 会員の教養と知識・技能を高めるための活動をすすめる。
- 第38条 会長および校長は、各委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第39条 各委員会は、その事業計画、実施にあたっては実行委員会にはからなければならない。

第 12 章 改 正

- 第40条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし改正案は、7日前にその内容を全会員に知らせなければならない。

付 則
この規約は、昭和53年6月16日保護者会総会で承認されたので発効する。

付 則
この規約は、平成27年4月15日保護者会総会で承認されたので発効する

付 則
この規約は、平成28年4月1日より発効する

付 則
この規約は、平成28年4月1日より発効する。

平成28年4月13日一部改正する。

付 則
この規約は、平成28年4月1日より発効する。

平成29年4月12日一部改正する。

付 則
この規約は、平成29年5月17日より発効する。

令和5年5月23日一部改正する。

付 則
この規約は、令和5年4月1日より発効する。

令和6年5月14日一部改正する。

付 則
この規約は、令和6年4月1日より発行する。

内 規 (慶弔等に関する規定)

第1条 本規定は、PTA規約の精神(第2条、第3条1項2項)にのっとり、会を運営する上において必要とみなされたので、規約第30条、31条、32条、25条、26条の手続きを経て定める規定である。

第2条 (削除)

第3条 (災害見舞)

会員の家庭が台風、地震、火災により災害を受けた場合は、必要に応じ協議して見舞金をおくる。

第4条 (弔 慰)

児童・生徒および会員が死亡したときは、次の弔慰金または同等額の弔慰品をおくる。

(1) 児童・生徒および会員の死亡 10,000円の供花または香典。

(2) その他、必要と思われるときは、協議して決定することができる。

第5条 (削除)

第6条 (財 源)

第2条から第5条までの支出金額の財源は、規約第7条に基づき、第8条、第10条、第11条の制約を受ける。

第7条 その他必要に応じで協議し決定することができる。

付 則

この規定は、昭和53年9月25日より発効する。

昭和55年4月28日一部改正する。

令和3年11月4日一部改正する。

令和5年5月23日一部改正する。

令和6年4月1日一部改正する。